

## 別紙 1

### (仮称)「四街道市いじめ防止対策推進条例」の概要

#### 1 背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

一方で、いじめはどの子どもにも、どの集団にも、どの学校にも、起こる可能性がある深刻な人権を侵害する行為であり、すべての児童生徒に関係する問題です。このことから、いじめの根絶は、学校だけでなく、家庭、地域、関係する機関等も一体となって真剣に取り組むことにより初めて可能であると考えられます。いじめは子どもだけの問題ではなく、大人を含めた社会全体の問題であるという認識を大人たちがもち、いじめは決して許さないという姿勢を示すとともに、いじめのない社会をつくるための取り組みを市全体で推進していくことが必要です。

#### 2 いじめ防止対策推進に関する国や県の動向

以上のような背景を受け、国は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることを目的とした「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）を平成25年9月28日に施行しました。

また、千葉県ではこの法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とした「千葉県いじめ防止対策推進条例」（以下「県条例」という）が平成26年4月1日に施行されました。

#### 3 本市の取り組み

そこで、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境を整えることを目的として（仮称）「四街道市いじめ防止対策推進条例」を制定することとしました。

(仮称)「四街道市いじめ防止対策推進条例」の概要

	内容	概要
1	目的	法や県条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め市の責務等を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境を整えること。
2	いじめの定義	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
3	基本理念	①いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者になることのない環境を整えることを基本とする。 ②いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、国、県、市、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。
4	いじめの禁止	児童等は、①いじめを行ってはならない。②他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。
5	市の責務	いじめの防止等に関する施策を策定・実施する。市立学校以外の学校に通学する児童等のいじめの防止のために市立学校以外の学校の所在する市町村等の関係機関と協力する。
6	市立学校及び市立学校の教職員の役割	①市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、市、地域住民、児童相談所、警察等と連携しつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、いじめ防止等の対策に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われる時には、迅速に対処する。 ②市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな

		影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行う。
7	保護者及び家庭の役割	保護者及び家庭は、①その保護する児童等がいじめを受けた場合にはいじめから保護をする。②いじめが絶対に許されない行為であることを十分理解させ、いじめを行うことがないよう、必要な教育を行う。③学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
8	市民および地域社会の役割	市民及び地域社会は、①児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努める。②いじめを発見した場合には関係者に情報を提供するよう努める。
9	市いじめ防止基本方針	市いじめ防止基本方針策定の義務付け。(法では努力義務)
10	市立学校いじめ防止基本方針	市の基本方針を参酌して策定することを明記。
11	四街道市いじめ問題対策連絡協議会及び四街道市いじめ対策調査会	四街道市いじめ問題対策連絡協議会の設置を規定。(法では「置くことができる」) 四街道市いじめ対策調査会の設置を規定。(法では「置くことができる」)
12	市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び措置等	市立学校はいじめの防止等の対策のための組織を設置することを規定し、法第23条に規定するいじめに対する措置等を講ずる。
13	いじめの防止及び早期発見	市は①いじめ防止のための対策を講じる。②早期発見に努め、発見したいじめに対して迅速かつ適切な措置を講じる。
14	人材の確保及び資質の向上	市は①教職員の資質の向上、②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保及び配置を行う。
15	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	市は、県や関係者と連携し、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のための施策を講じる。
16	調査研究	市は、県や関係者と連携し、いじめの防止等の対策の実施状況等を調査研究、検証し、その成果を普及する。

17	啓発	市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。
18	重大事態への対応	<p>重大事態を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該児童が相当の期間、当該学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と規定。</p> <p>法に基づく重大事態への対応（いじめに関する調査や報告）を迅速かつ適切に行うことを規定。また、市立学校における重大事態についても、対処が進むように通報、協力の要請、情報の提供等を行うことを規定。</p>
19	市長の調査	市立学校の重大事態の調査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、自ら調査を実施できることを規定。
20	財政措置	市はいじめ防止のために必要な財政上の措置を講じる。
21	委任	この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市教育委員会が別に定めることと規定。